

# 憲法共同センターNEWS

戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす共同センター

文京区湯島2-4-4 全労連会館 03-5842-5611 (FAX 5842-5620)

<http://www.kyodo-center.jp> mail: move@zenren.gr.jp

## 各地で次々広がる「戦争法案」反対のとりくみ

### 山梨 「戦争法案反対・憲法9条を守ろう」5.26緊急県民共同集会

山梨県で26日、民主党、共産党、社民党などの県内主要政党と広範な市民が共同して「戦争法案反対・憲法9条を守ろう」5.26緊急県民共同集会が甲府駅南口信玄広場で正午から開催され、30度をこえる炎天下の中300人以上が集まりました。集会では、政党代表や県弁護士会会长のあいさつ、沖縄県統一連からのメッセージ紹介、リレートークのあと、全員が国会の方角に向き直って「戦争法案反対」「憲法9条を守ろう」とシユプレヒコール。甲府市役所までパレードを行い県民世論にアピールしました。マスコミ各社も取材に訪れました。県民大運動では、6.13大集会にバス4台150人以上の参加を目指しています。



### 小樽市議会事務局

#### ファクシミリ送付のご案内

送付先：北海道高等法院職員組合  
連合会 発送元：

小樽市議会事務局 Fax 0134-22-2315

2015年5月26日(水) 13:18 P002/002

平成27年  
小樽市議会

第1回臨時会

意見書案第1号

安全保障関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員	安斎哲也
同 佐々木 稔	
同 小賀 元	

安倍政権は、5月14日に国民多数の反対の声を無視して、集団的自衛権の行使容認などを盛り込んだ日本の安全保障関連法案を閣議決定しました。

閣議決定された法案は、重大な問題点があります。第一に、アメリカが世界のどこであれ、戦争に乗り出した際に、自衛隊が従来の「限界地域」まで行って軍事支援を行うようになります。第二に、形式上「停戦合意」が作られているものの、なお戦闘が続いているような地域に自衛隊を派遣し、治安維持活動などに取り組めるようになり、3,500人の犠牲者を出したアフガニスタンのISAF（国際治安支援部隊）などへの参戦の道が開かれることになります。第三に、日本がどこからも攻撃されていなくても、集団的自衛権を発動し、アメリカの海外での戦争に、自衛隊が参戦し、武力行使に乗り出すことになります。

政府は、我が国及び国際社会の平和及び安全のための切れ目のない体制の整備を目的とする「安全保険関連法案」で、日本の國の「平和」、国民の「安全」を守るとしていますが、国民の中には、アメリカが世界で行う戦争に際して、自衛隊が支援・参加する法案だという批判や成立を望まない声もあります。

その後、日本政府の憲法第9条解釈の根本は、一貫して、「日本に対する武力攻撃がない下での武力の行使は許されない」＝「海外での武力の行使は許されない」というものでした。これを一判断の判断で覆すことは立憲主義に反するものです。

よって、国及び政府においては、集団的自衛権の行使容認などを盛り込んだ安全保険関連法案の徹底審議を求めるとともに、国民への十分な説明なく、広くその合意が得られない場合は成立させないよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年5月25日  
小樽市議会

### 北海道小樽市議会「戦争立法を成立させないよう」意見書可決

北海道高教組は、自衛隊を「殺し、殺される軍隊」に変えることになる暴挙は許さないと、全道179市町村議会に対して「戦争立法の廃案」を求める意見書採択要請＝「憲法を守り、日本を海外で戦争する国に対する戦争立法の廃案を求める意見書採択を求める要請」を行ってきました。そして、5月25日小樽市議会で可決というFAXが議会から届きました。日本共産党、民主党、新風小樽、無所属議員の賛成で採択された意見書は、高教組の要請例文とは若干異なりますが、「徹底審議を求める」「国民の合意が得られない場合は成立させない」とあり、「貴会から提出いただきました意見書も可決されたものとして取り扱う」との連絡がありました。（北海道高教組HPより掲載）

### 特別委員会、本日から連日開催！

◎27日（水）9時～ ◎28日（木）9時～

◎29日（金）9時～ ◎6月1日（月）9時～

★日本共産党・志位和夫議員の質問は、27日、28日両日 16:03～17:00に行われます。

★傍聴申込みは憲法会議（TEL 03-3261-9007）にお寄せください。ただし、本日27日の分は直接赤嶺事務所（TEL 03-3508-7196）または志位事務所（TEL 03-3508-7285）にご相談ください。